

広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 6 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第 1 号

広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第243条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、企業長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「企業長等」という。）の広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低責任負担額)

第 2 条 法第243条の 2 の 7 第 1 項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 企業長 6
- (2) 副企業長、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

(損害賠償責任の一部免責)

第 3 条 企業長等が企業団に対して負う損害賠償責任については、企業長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から前条の最低責任負担額を控除して得た額について、その責任を免れる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例中「法第 243 条の 2 の 7」とあるのは「法第 243 条の 2」と、「法第 243 条の 2 の 8」とあるのは「法第 243 条の 2 の 2」と、「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 4」とあるのは「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条」とする。